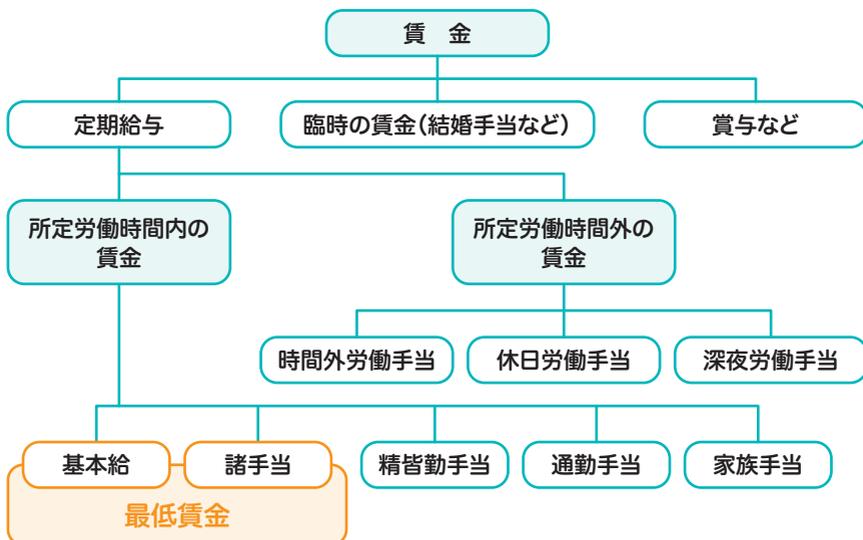


地域別最低賃金(2023年度)

都道府県名	最低賃金時間額	発効年月日
北海道	960円	2023年10月1日
青森	898円	2023年10月7日
岩手	893円	2023年10月4日
宮城	923円	2023年10月1日
秋田	897円	2023年10月1日
山形	900円	2023年10月14日
福島	900円	2023年10月1日
茨城	953円	2023年10月1日
栃木	954円	2023年10月1日
群馬	935円	2023年10月5日
埼玉	1,028円	2023年10月1日
千葉	1,026円	2023年10月1日
東京	1,113円	2023年10月1日
神奈川	1,112円	2023年10月1日
新潟	931円	2023年10月1日
富山	948円	2023年10月1日
石川	933円	2023年10月8日
福井	931円	2023年10月1日
山梨	938円	2023年10月1日
長野	948円	2023年10月1日
岐阜	950円	2023年10月1日
静岡	984円	2023年10月1日
愛知	1,027円	2023年10月1日
三重	973円	2023年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額	発効年月日
滋賀	967円	2023年10月1日
京都	1,008円	2023年10月6日
大阪	1,064円	2023年10月1日
兵庫	1,001円	2023年10月1日
奈良	936円	2023年10月1日
和歌山	929円	2023年10月1日
鳥取	900円	2023年10月5日
島根	904円	2023年10月6日
岡山	932円	2023年10月1日
広島	970円	2023年10月1日
山口	928円	2023年10月1日
徳島	896円	2023年10月1日
香川	918円	2023年10月1日
愛媛	897円	2023年10月6日
高知	897円	2023年10月8日
福岡	941円	2023年10月6日
佐賀	900円	2023年10月14日
長崎	898円	2023年10月13日
熊本	898円	2023年10月8日
大分	899円	2023年10月6日
宮崎	897円	2023年10月6日
鹿児島	897円	2023年10月6日
沖縄	896円	2023年10月8日

最低賃金の対象となる賃金



勤務先で退職時にどんな処理がされているかで違ってきます。

以前の勤務先を退職して1カ月以上経たずに転職し、特別徴収を引き継ぐ場合の手続きは以下のようになります。

通常、前の会社から転職先の会社へ、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（以下「給与所得者異動届出書」）の上欄が記入されて送られてきます。退職した翌月10日まで

に、新しい給与支払者（新しい勤務先）に関する欄に追記して、本人の居住する市区町村に提出します。初回に支払う給与から住民税の徴収を開始します。

ただし、前の会社で当年分（5月まで）の住民税をすでに徴収済みの場合は、納付が始まるのは翌年6月からとなるため、それまでの間、徴収はしません。

普通徴収から特別徴収への切り替えが必要なケース

一方、退職して1カ月以上就職していない場合や、前の会社から新しい勤務先へ給与所得者異動届出書を送付してもらえない場合は、特別徴収を継続することはできません。本人にいったん普通徴収に切り替えてもらい、新しい勤務先で特別徴収に切り替えます。

具体的には、本人から新しい勤務先へ普通徴収の納付書を提出してもらい、新しい勤め先から普通徴収していた市

区町村へ特別徴収切替申請書（名称は市区町村によって異なります）を提出します。後日、送られてきた特別徴収額の決定・変更通知書に記載されている月から特別徴収を開始します。

なお、納付期間の過ぎていた未納付の住民税がある場合には、普通徴収から特別徴収への切り替えは行えません。本人に未納分を納付してもらってから手続きします。

ONE

令和6年度から森林環境税が住民税に加算

住民税は定額の「均等割額」と、所得に応じて課税される「所得割額」で構成されています。

均等割額は本来「都道府県民税1,000円+区市町村民税3,000円」ですが、令和5年度(2023年度)まで防災対策の財源として、各500円が加算されていました。令和6年度(2024年度)からはなくなりますが、新たに国税として森林環境税1,000円が均等割額と併せて徴収されます。そのため、均等割額の総額はこれまでどおりとなります。

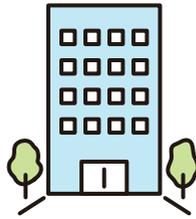
森林環境税の税収は都道府県・市区町村へ譲与され、温室効果ガス排出削減や災害防止に必要な森林整備等の財源に用いられます。

社会保険料の納付スケジュール



従業員

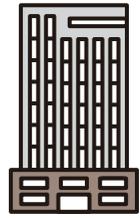
給与から
前月の
保険料を徴収



会社

口座引き落としの場合、
毎月20日前後に**保険料
納入告知額・領収済額
通知書**が送付されてくる

従業員負担分と事業主
負担分、子ども・子育て
拠出金を月末までにま
とめて納付



日本年金機構
(年金事務所)

健康保険・厚生年金の保険料額表

●協会けんぽ東京支部(令和6年3月分)の例

令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和6年3月分～適用
・介護保険料率:令和6年3月分～適用
・厚生年金保険料率:平成29年9月分～適用
・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～適用

(東京都) (単位:円)

等級	標準報酬		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
	報酬月額		介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般・坑内員・船員	
	円以上	円未満	9.98%		11.58%		18.300%※	
月額		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	63,000	5,788.4	2,894.2	6,369.0	3,184.5	9,516.0	4,758.0
2	68,000	73,000	6,784.4	3,392.2	7,265.0	3,632.5	10,897.0	5,448.5
3	78,000	83,000	7,784.4	3,890.2	8,361.0	4,180.5	12,538.0	6,269.0
4(1)	88,000	93,000	8,782.4	4,388.2	9,457.0	4,728.5	14,179.0	7,089.5
5(2)	98,000	103,000	9,780.4	4,886.2	10,553.0	5,276.5	15,820.0	7,910.0
6(3)	104,000	107,000	10,379.2	5,189.6	11,152.0	5,576.0	16,461.0	8,230.5
7(4)	110,000	114,000	10,978.0	5,488.0	11,751.0	5,875.5	17,102.0	8,551.0
8(5)	118,000	122,000	11,784.4	5,892.2	12,644.0	6,322.0	18,171.0	9,085.5
9(6)	128,000	130,000	12,574.8	6,287.4	14,590.8	7,295.4	20,508.0	10,254.0
10(7)	134,000	138,000	13,373.2	6,686.6	15,517.2	7,758.6	21,522.0	10,761.0
11(8)	142,000	148,000	14,171.6	7,085.8	16,443.6	8,221.8	22,536.0	11,268.0
12(9)	150,000	146,000	14,970.0	7,485.0	17,370.0	8,685.0	23,550.0	11,775.0
			16,000.0	7,984.0	18,300.0	9,150.0	24,564.0	12,282.0
			66.0	8,483.0	19,230.0	9,615.0	25,578.0	12,789.0
			64.0	8,982.0	20,160.0	10,080.0	26,592.0	13,296.0
			62.0	9,481.0	21,090.0	10,545.0	27,606.0	13,803.0
			60.0	9,980.0	22,020.0	11,010.0	28,620.0	14,310.0
			58.0	10,479.0	22,950.0	11,475.0	29,634.0	14,817.0
			56.0	10,978.0	23,880.0	11,940.0	30,648.0	15,324.0
			54.0	11,477.0	24,810.0	12,405.0	31,662.0	15,831.0
			52.0	11,976.0	25,740.0	12,870.0	32,676.0	16,338.0
21(18)	280,000	270,000	29,040.0	14,520.0	32,970.0	16,485.0	43,980.0	21,990.0
22(19)	300,000	290,000	31,000.0	15,500.0	34,700.0	17,350.0	45,800.0	23,900.0
23(20)	320,000	310,000	33,000.0	16,500.0	36,430.0	18,215.0	47,620.0	23,810.0
24(21)	340,000	330,000	35,000.0	17,500.0	38,160.0	19,080.0	49,440.0	24,720.0
25(22)	360,000	350,000	37,000.0	18,500.0	40,000.0	20,000.0	51,260.0	25,630.0
26(23)	380,000	370,000	39,000.0	19,500.0	41,840.0	20,920.0	53,080.0	26,540.0
27(24)	410,000	395,000	42,000.0	21,000.0	44,780.0	22,390.0	55,920.0	27,960.0
28(25)	440,000	425,000	45,000.0	22,500.0	47,720.0	23,860.0	58,760.0	29,380.0
29(26)	470,000	455,000	48,000.0	24,000.0	50,660.0	25,330.0	61,600.0	30,800.0
30(27)	500,000	485,000	51,000.0	25,500.0	53,600.0	26,800.0	64,440.0	32,220.0
31(28)	530,000	515,000	54,000.0	27,000.0	56,540.0	28,270.0	67,280.0	33,640.0
32(29)	560,000	545,000	57,000.0	28,500.0	59,480.0	29,740.0	70,120.0	35,060.0
33(30)	590,000	575,000	60,000.0	30,000.0	62,420.0	31,210.0	72,960.0	36,480.0
34(31)	620,000	605,000	63,000.0	31,500.0	65,360.0	32,680.0	75,800.0	37,900.0
			65.0	33.0	68,300.0	34,150.0	78,640.0	39,320.0
			63.0	34.0	71,240.0	35,620.0	81,480.0	40,740.0
			61.0	35.0	74,180.0	37,090.0	84,340.0	42,160.0
			59.0	36.0	77,120.0	38,560.0	87,200.0	43,580.0
			57.0	37.0	80,060.0	39,990.0	90,060.0	45,000.0
			55.0	38.0	83,000.0	41,420.0	92,920.0	46,420.0
			53.0	39.0	85,940.0	42,850.0	95,780.0	47,840.0
			51.0	40.0	88,880.0	44,280.0	98,640.0	49,260.0
			49.0	41.0	91,820.0	45,710.0	101,500.0	50,680.0
			47.0	42.0	94,760.0	47,140.0	104,360.0	52,100.0
			45.0	43.0	97,700.0	48,570.0	107,220.0	53,520.0
			43.0	44.0	100,640.0	50,000.0	110,080.0	54,940.0
			41.0	45.0	103,580.0	51,430.0	112,940.0	56,360.0
			39.0	46.0	106,520.0	52,860.0	115,800.0	57,780.0
			37.0	47.0	109,460.0	54,290.0	118,660.0	59,200.0
			35.0	48.0	112,400.0	55,720.0	121,520.0	60,620.0
			33.0	49.0	115,340.0	57,150.0	124,380.0	62,040.0
			31.0	50.0	118,280.0	58,580.0	127,240.0	63,460.0
			29.0	51.0	121,220.0	60,010.0	130,100.0	64,880.0
			27.0	52.0	124,160.0	61,440.0	132,960.0	66,300.0
			25.0	53.0	127,100.0	62,870.0	135,820.0	67,720.0
			23.0	54.0	130,040.0	64,300.0	138,680.0	69,140.0
			21.0	55.0	132,980.0	65,730.0	141,540.0	70,560.0
			19.0	56.0	135,920.0	67,160.0	144,400.0	71,980.0
			17.0	57.0	138,860.0	68,590.0	147,260.0	73,400.0
			15.0	58.0	141,800.0	70,020.0	150,120.0	74,820.0
			13.0	59.0	144,740.0	71,450.0	152,980.0	76,240.0
			11.0	60.0	147,680.0	72,880.0	155,840.0	77,660.0
			9.0	61.0	150,620.0	74,310.0	158,700.0	79,080.0
			7.0	62.0	153,560.0	75,740.0	161,560.0	80,500.0
			5.0	63.0	156,500.0	77,170.0	164,420.0	81,920.0

POINT
保険料率は都道府県ごとに変わる。従業員の居住地ではなく、会社の所在地が適用される

4月～6月の平均給与(報酬月額)が36万5,000円の場合、「35万～37万円」の欄に該当し、標準報酬月額は「36万円」となる

折半額の欄の金額を給与から控除

健康保険:25等級
厚生年金保険:22等級

介護保険料の徴収なし(40歳未満)の健康保険料

介護保険料の徴収あり(40歳以上65歳未満)の健康保険料

※厚生年金保険
定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

📌 社会保険料の負担割合 (2024年度、東京都の例)

保険の種類	保険料率	会社負担	徴収年齢	保険料率の説明
		本人負担		
社会保険 健康保険料 (協会けんぽ)	9.98%	4.99%	75歳未満	保険料率は都道府県によって異なる
		4.99%		
介護保険料 (協会けんぽ)	1.6%	0.8%	40歳~64歳	保険料率は全国一律
		0.8%		
厚生年金 保険料	18.3%	9.15%	70歳未満	一般、坑内員・船員とも同じ保険料率に(2017年より)
		9.15%		

標準報酬月額

保険料率

÷ 2 =

給与から控除する保険料
(本人負担分)

報酬月額(4~6月の平均給与)で決まる

報酬月額に含まれる給与
基本給、諸手当、通勤手当、残業代、賞与(年4回以上の場合)など

報酬月額に含まれない給与
退職金、祝い金、見舞金、賞与(年3回以下)、休業補償手当、傷病手当、出張費など

📌 「健康保険・厚生年金の保険料額表」以外に保険料を確認できる書類

● 保険料納入告知額・領収済通知書

保険料納入通知額・領収済通知書					
あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。			今月納付分		前月納付分
なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いいたします。			下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。		
事業所整理番号	03-カラシ	事業所番号	12345		
納付目的年月	令和X年4月	納付期限	令和X年5月31日		
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	令和X年3月保険料	領収日	令和X年4月30日
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
469,153	683,590	11,254	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
			469,153	683,590	9,579
合計額	1,163,997円		合計額	1,162,322円	

● 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

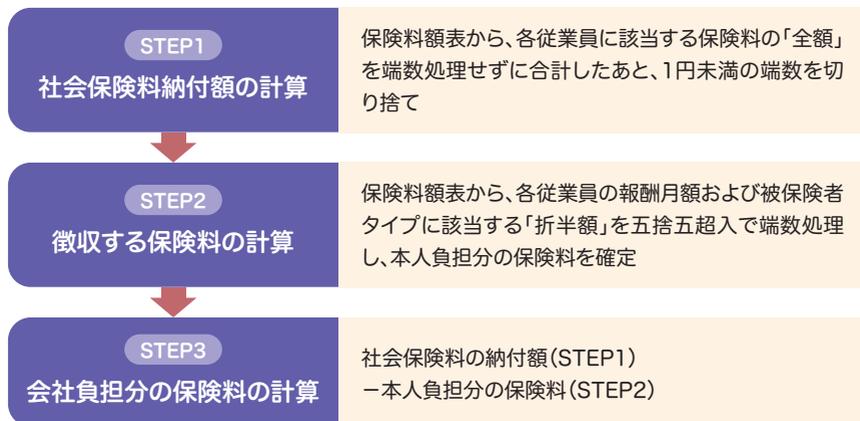
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書						
事業所整理記号	57-ロX					
事業所番号	18589					
被保険者整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(厚年)		
1	中村 英明	R X. 9	360千円	360千円	S42.11.24	第一種

7月に算定基礎届(254ページ)を提出すると、日本年金機構や健康保険組合から交付される

適用年月と標準報酬月額

📌 社会保険料の計算手順と端数処理のルール

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料とも手順やルールは共通



📌 社会保険料の計算例 (愛知県の場合)

種別		Aさん	Bさん	Cさん (介護保険料あり)
基礎	報酬月額	14万円	30万円	58万円
	健康保険料 (全額)……①	14,214.2円	30,030円	69,797円
全体	厚生年金保険料 (全額)……②	25,986円	54,900円	107,970円
	保険料合計 (①+②)	40,200.2円	84,930円	177,767円
	納付額……③ (端数処理)	40,200円	84,930円	177,767円
従業員	健康保険料 (折半額)	7,107.1円	15,015.1円	34,898.5円
	上記端数処理……④	7,107円	15,015円	34,898円
	厚生年金保険料 (折半額)	12,993円	27,450円	53,985円
	上記端数処理……⑤	12,993円	27,450円	53,985円
	本人負担分……④+⑤=⑥	20,100円	42,465円	88,883円
会社	会社負担分 (③-⑥)	20,100円	42,465円	88,884円

端数つきのまま各従業員の社会保険料を合計

STEP1
社会保険料合計の1円未満の端数切り捨てが納付額

STEP2
従業員負担の折半額は端数を五捨五超入

STEP3
端数処理による不足分は、会社が負担する

📌 雇用保険料の計算方法 (2024年4月)



事業の種類 \ 負担者	①労働者負担 (本人負担)	②事業主負担	雇用保険料率 (①+②)
一般事業	6/1000 (=0.6%)	9.5/1000 (=0.95%)	15.5/1000 (=1.55%)
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1000 (=0.7%)	10.5/1000 (=1.05%)	17.5/1000 (=1.75%)
建設事業	7/1000 (=0.7%)	11.5/1000 (=1.15%)	18.5/1000 (=1.85%)

〈計算例〉

一般事業 / 賃金総額329,550円

本人負担分(徴収額) : 329,550円 × 0.6% = 1,977.3円

1,977円 (50銭以下切り捨て)

📌 雇用保険料率が改定された場合の徴収開始のタイミング

雇用保険料率の改定後、最初の「締め日」の給与分から適用

● 同月払いの場合

雇用保険料率の改定: 4月1日、締め日: 毎月15日、支払い日: 同月25日

⇒ 締め日が4月15日分の給与から新しい雇用保険料を適用。

4月25日分に支払う給与から徴収開始

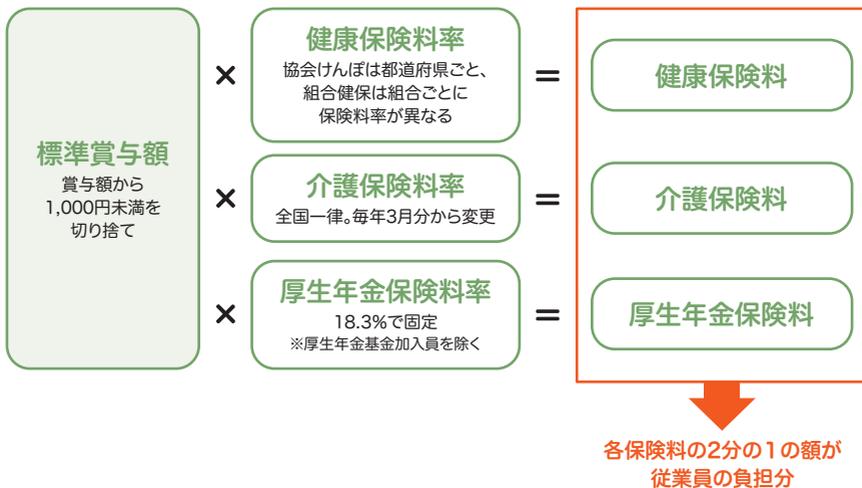
● 翌月払いの場合

雇用保険料率の改定: 4月1日、締め日: 毎月20日、支払い日: 翌月5日

⇒ 締め日が4月20日分の給与から新しい雇用保険料を適用。

5月5日分の給与の支払いから徴収開始

📌 社会保険料の計算方法



📌 賞与にかかる社会保険料(本人負担分)の計算例(2024年4月)

属性：男性、年齢50歳、一般事業、扶養親族2人(20歳、16歳)、協会けんぽ(東京都)
保険料率：令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表より

全国健康保険協会管掌健康保険料		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)
介護保険第2号被保険者に 該当しない場合	介護保険第2号被保険者に 該当する場合	一般、坑内員・船員
9.98%	11.58%	18.3%
健康保険料	介護保険料 11.58% - 9.98% = 1.6%	厚生年金保険料

〈計算例〉

賞与(総支給額)：700,300円…**①**

前月の社会保険料控除後の給与額：450,000円…**②**

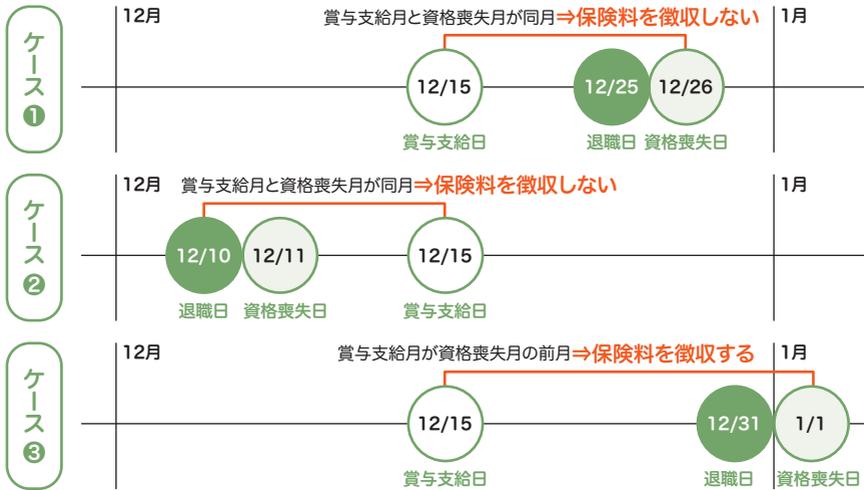
・健康保険料 = 700,000円 × 9.98% × 1/2 = 34,930円……**③**

・介護保険料 = 700,000円 × 1.6% × 1/2 = 5,600円……**④**

・厚生年金保険料 = 700,000円 × 18.3% × 1/2 = 64,050円……**⑤**

社会保険料控除額(合計) = **③** + **④** + **⑤** = 104,580円……**⑥**

📌 退職予定者の健康保険料・厚生年金保険料の徴収ルール



📌 産前産後休業・育児休業の健康保険料・厚生年金保険料の徴収ルール

産前産後休業・育児休業の適用期間内に支給された賞与については、休業開始日の属する月から復帰日の(終了日の翌日)の前月までは徴収しません。



📌 賞与にかかる雇用保険料(本人負担分)の計算例(2024年4月)

$$\text{賞与額} \times \text{雇用保険料率 (全国一律(167ページ))} = \text{雇用保険料}$$

↑ 標準賞与額でないことに注意! 1,000円未満の賞与もそのまま計算する

〈計算例〉

$$\text{雇用保険料} = 700,300\text{円} (197\text{ページ「A」}) \times 0.6\% = 4,202\text{円} \dots \text{D}$$

📌 源泉徴収税額の計算方法

●前月に通常の給与を支払っている場合

①課税対象額を計算する

$$\text{賞与額} - \text{社会保険料(本人負担分)} - \text{雇用保険料(本人負担分)} = \text{課税対象額}$$

〈計算例〉

700,300円(197ページ「A」) - 104,580円(197ページ「C」)
 - 4,202円(199ページ「D」) = 591,518円……E

②前月の社会保険料等控除後の給与額を確認する(賃金台帳より)

③賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表から所得税率を確認する

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(令和6年分)
 (平成24年3月31日財務省告示第115号別表第三(令和2年3月31日財務省告示第115号別表第三)を改定)

16歳未満を除く扶養親族の人数(この例では2人)

賞与の金額に 乗ずべき率	扶 養 親 数												乙	
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		7 人以上			
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0.000	千円未満		千円未満		千円未満		千円未満		千円未満		千円未満			
2.042	68	79	94	243	133	269	333	308	372	372	456			
4.084	79	252	243	282	269	312	431	372	456	502	545			
6.126	252	300	282	338	312	369	476	456	502	545	571			
8.168	300	334	338	365	369	393	499	521	523	545	571			
10.210	334	363	365	394	383	420	521	523	545	571	571			
12.252	363	395	394	422	420	450	547	545	571	571	571			
14.294	395	426	422	455	450	484	582	571	607	607	632			
16.336	426	520	455	520	484	520	623	607	632	632	650			
18.378	520	601	520	617	520	632	693	650	708	650	708			
20.420	601	678	617	699	632	721	815	708	838	708	838		222	230
22.462	678	708	699	733	721	757	856	838	888	838	888			
24.504	708	745	733	771	757	797	900	888	926	888	926			
26.546	745	788	771	814	797	841	950	926	978	926	978			
28.588	788	846	814	874	841	902	1015	978	1,043	978	1,043			
30.630	846	914	874	944	902	975	1,096	1,043	1,127	1,043	1,127		233	524
32.672	914	1,312	944	1,336	975	1,360	1,458	1,127	1,482	1,127	1,482			
35.735	1,312	1,521	1,336	1,526	1,360	1,526	1,555	1,482	1,583	1,482	1,583			
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	2,764	1,583	2,788	1,583	2,788		524	1,118
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	3,685	2,788	3,717	2,788	3,717			
45.945	3,495 千円以上		3,527 千円以上		3,559 千円以上		以上		3,717 千円以上		以上		1,118 千円以上	

該当する所得税率
(この例では14.294%……E)

197ページ「B」

扶養控除等(異動)申告書を提出していない従業員にはこの欄を適用

④所得税額(源泉所得税額)を計算する

$$\text{課税対象額} \times \text{所得税率} = \text{所得税額(源泉所得税額)}$$

〈計算例〉

591,518円(E) × 14.294%(E) = 84,551円……源泉所得税額
 1円未満は切り捨て

①課税対象額を計算する

$$\text{賞与額} - \text{社会保険料 (本人負担分)} - \text{雇用保険料 (本人負担分)} = \text{課税対象額}$$

〈計算例〉1,500,000円 - 224,100円 - 9,000円 = 1,266,900円

②①の課税対象額を6で割る ※賞与の算定期間が6カ月を超えるときは12で割る

$$\text{課税対象額} \div 6 = \text{1カ月あたりの課税対象額}$$

〈計算例〉1,266,900円 ÷ 6 = 211,150円 (1円未満は切り捨て)

③給与と所得の源泉徴収税額表から1カ月分の所得税額を確認する

〈計算例〉②の金額で扶養親族等2人の場合の1カ月分の所得税額は1,960円

④「③の1カ月分の所得税額×6」で所得税額を計算する ※②で12で割ったときは12をかける

$$\text{1カ月分の所得税額} \times 6 = \text{所得税額}$$

〈計算例〉1,960円 × 6 = 11,760円 ……源泉所得税額

●前月の給与の10倍を超える賞与を支払う場合

属性: 男性、年齢30歳、一般事業、扶養親族1人(18歳)、協会けんぽ(東京都)

賞与(総支給額): 3,000,000円 / 賞与にかかる社会保険料+雇用保険料(従業員負担分): 304,950円

前月の給与額: 280,000円 / 前月の社会保険料等控除後の給与額: 238,728円 / 前月の源泉所得税額: 4,490円

①課税対象額を計算する

〈計算例〉3,000,000円 - 304,950円(賞与にかかる社会保険料、雇用保険料)
= 2,695,050円

②①の課税対象額を6で割る ※賞与の算定期間が6カ月を超えるときは12で割る

〈計算例〉2,695,050円 ÷ 6 = 449,175円

③②の金額に前月の給与から社会保険料等を控除した金額を加算する

〈計算例〉449,175円 + 238,728円 = 687,903円

④給与と所得の源泉徴収税額表から1カ月分の所得税額を確認する

〈計算例〉③の金額で扶養親族等1人の場合の1カ月分の所得税額は57,180円

⑤④の1カ月分の所得税額から前月の給与に対する源泉徴収税額を控除する

〈計算例〉57,180円 - 4,590円 = 52,590円

⑥「⑤の1カ月分の所得税額×6」で所得税額(源泉徴収税額)を計算する ※②で12で割ったときは12をかける

〈計算例〉52,590円 × 6 = 315,540円 ……源泉所得税額